（安全弁）

第七条　［略］

2　安全弁（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。）は、その作動時に当該安全弁から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。

（ガスの漏えい対策等）

第七条の二　ボイラー等及びその附属設備（燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。）には、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　ボイラー等及びその附属設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。

二　ボイラー等及びその附属設備には、その外部からアンモニアを通ずるものである旨を容易に識別することができるような措置を講じること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他アンモニアが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三　ボイラー等及びその附属設備（燃料として水素を使用するものに限る。）を設置する室は、当該ボイラー等及びその附属設備から水素が漏えいした場合に滞留しないような構造とすること。

四　前各号に掲げるもののほか、ボイラー等及びその附属設備に、当該ボイラー等及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するための適切な措置を講じること。

（ガスタービン等の構造）

第十九条　［略］

2・3　［略］

4　ガスタービン及びその附属設備（液化ガス設備を除く。第二十二条第一項及び第二十二条の二において同じ。）の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

（過圧防止装置）

第二十二条　［略］

2　過圧防止装置（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。）は、その作動時に当該過圧防止装置から吹き出されるアンモニアによる危害が生じないように施設しなければならない。

（ガスの漏えい対策等）

第二十二条の二　ガスタービン及びその附属設備（燃料としてアンモニア又は水素を使用するものに限る。第四号において同じ。）には、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニア又は水素が漏えいした場合の危害を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　ガスタービン及びその附属設備（燃料としてアンモニアを使用するものに限る。次号において同じ。）には、当該ガスタービン及びその附属設備からアンモニアが漏えいした場合に安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講じること。

（安全弁）

第七条　［略］

［新設］

［新設］

（ガスタービン等の構造）

第十九条　［略］

2・3　［略］

4　ガスタービン及びその附属設備（液化ガス設備を除く。第二十二条において同じ。）の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

（過圧防止装置）

第二十二条　［略］

［新設］

［新設］